

一般社団法人日本植物油協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本植物油協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、植物油に関する原料事情及び流通事情を改善し、植物油及び同油粕の消費増進を促進し、植物油に関する製造技術の向上に努め、もって植物油産業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 輸入植物油原料及び国産植物油原料の流通の改善に関する事業
- (2) 植物油、同油粕及び植物油原料の貿易事情の改善に関する事業
- (3) 植物油の製造及び加工の改善に関する事業
- (4) 植物油及び同油粕の消費の増進及び啓発に関する事業
- (5) 植物油及び同油粕の流通の改善に関する事業
- (6) 植物油及び同油粕の輸出の促進に関する事業
- (7) 植物油及び同油粕の生産技術の向上に関する事業
- (8) 国内及び海外における植物油に関する情報及び資料の収集と紹介に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する植物油の製造若しくは精製を業とする者又はこれらの者を構成員とする団体であって、次条の規定により本会の会員になった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、そ

の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 本会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の会日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 本会の総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の帰属の処分
- (8) 経費の負担の額及び徴収方法
- (9) 理事会において特に必要と認めたもの
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、会員総数の議決権の10分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求された場合には、請求のあった日から1箇月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、その会日の2週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知してこれを行う。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数の会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会においては、第14条第3項に掲げる事項以外の事項については、決議できない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない会員は、書面又は代理人による議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 18名以上22名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、同一親族（配偶者又は3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は他の同一の団体の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会の定める順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の日常の業務を掌理する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲以内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会に附議すべき事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長以外の理事は、会長に対し、会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求することができる。

4 前項に掲げる場合には、会長は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

5 理事会の招集は、その会日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知してこれを行う。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示をした書面につい

ても同様とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において決議する。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第44条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局 その他

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年

度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第22条の規定にかかわらず、本会の最初の代表理事は次の者とする。

会 長 榎田 純和

副会長 今村 隆郎

副会長 金澤 多計志